

公的研究費の管理・監査体制

本学は、文部科学大臣決定「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成 26 年 2 月 18 日改正）」（文部科学省ホームページ）の趣旨に鑑み、「大阪大谷大学公的研究費等取扱規程」並びに「大阪大谷大学研究活動上の不正行為の防止及び対策に関する規程」を制定し、同規程に基づき、公的研究費の運営・管理に係わる責任体制について、以下のように定めましたのでお知らせいたします。

本学は、公的研究費について適正な管理を行い、不適正な使用を誘発する要因を除去するとともに、学内外から公的研究費に係る通報をいただいた場合は、これを適切に取り扱います。不明な点がありましたら、下記の「研究活動上の不正行為に関する通報窓口」までお尋ねください。

■ 責任体制

1. 最高管理責任者：浅尾 広良 学長

本学における公的研究費の運営及び管理について、不正防止対策の基本指針を周知及び実施するために、公的研究費の使用及び管理を統括し、これに関する責任を果たします。

2. 統括管理責任者：富田 晃司（薬学部薬学科教授・副学長）

最高管理責任者が指名した副学長が、基本指針に従って、大学全体を統括する実質的な責任と権限を持ち、不正使用防止対策の組織横断的な体制を統括します。また、公的研究費の運営及び管理について大学全体の具体的な対策を策定及び実施し、公的研究費の使用等の状況を把握します。

3. コンプライアンス推進責任者：当該研究者等が所属する部局の長及び事務局長

自己の管理監督又は当該部局等における公的研究費の運営及び管理について、実質的な責任と権限を持ち、これが適正なものとなるよう、当該部局の啓発を行うとともに、研究者等に公的研究費の使用等についてコンプライアンス教育やモニタリングの実施を求め、必要に応じて改善を指導します。

4. 不正防止計画推進室

各部局等ごとに問題となり得る具体的な事項を調査させ、研究者等に対して公的研究費の使用等に関する啓発を図り、本学において公的研究費が適正に使用及び管理される環境を整備するために不正防止計画を策定、推進しています。

5. 研究公正委員会

社会から負託された学術・文化の発展に貢献するため、公正な研究活動を推進し、研究活動における不正行為の防止及び不正行為に起因する問題が生じた場合に適切かつ迅速に対処することを目的とし、倫理規範を修得させるための研修や教育の企画及び実施、国内外における情報の収集及び周知など、研究倫理に関する事項を推進しています。

■ 規程

「大阪大谷大学公的研究費等取扱規程」はこちら≫≫≫

「大阪大谷大学研究活動上の不正行為の防止及び対策に関する規程」はこちら≫≫≫

■ 研究活動上の不正行為に関する通報窓口の設置について

通報（相談）窓口：大阪大谷大学 総務課

窓口対応責任者：総務課長

住 所：〒584-8540 大阪府富田林市錦織北 3-11-1

電 話：0721-24-0381（内線 2433）

※ 電話による受付時間は平日 9 時～17 時 30 分

（日曜日、土曜日、祝日、年末年始の休日を除く）

電子メール：tuho@osaka-ohtani.ac.jp

※ 迷惑メール対策のため、“@”を全角にしています。“@”を半角に変換してご入力ください。

◇ 対象

本学における研究活動上の不正行為若しくは公的研究費等の不正使用によるものが対象です。詳しくは上記規程第 2 条（定義）をご確認下さい。

◇ 留意事項

通報・相談は、本学の運営の適正化に資するために行われるべきものであり、上記、大阪大谷大学公的研究費等取扱規程第 11 条第 1 項に規定しているとおり、誹謗・中傷など不正な意図又は感情によって行ってはならないとされていることに十分留意が必要です。

また、上記、大阪大谷大学研究活動上の不正行為の防止及び対策に関する規程第 16 条第 1 項に規定する悪意に基づく告発についても同様です。

そのため、原則として顕名で行う仕組みとしています。通報等を受け付ける際には、

以下の事項について確認させていただくとともに、調査に当たって通報者に協力を求める場合があります。

- ◎ 通報者の氏名・連絡先
- ◎ 不正行為または不正な使用を行ったとする研究者
- ◎ 不正行為または不正な使用の態様
- ◎ 不正行為または不正な使用とする根拠
- ◎ 使用された研究資金等
- ◎ その他必要な確認事項

なお、調査の結果、悪意に基づく通報であったことが判明した場合には、通報者の氏名の公表、懲戒処分その他の必要な措置を執ることがあります。